

平成25年度

# 農地白書

「見える化」を実現！  
見つける・見抜く・見きわめる



編集・発行 智頭町農業委員会

## 表紙写真

満開の桜が背に広がる、耕作放棄地再生事業の園場。委員自ら草刈・耕耘・植苗・水やり等を実施。秋にはコスモスが揺れ、収穫に顔もほころんだ。

## 農地白書の発刊に当たって

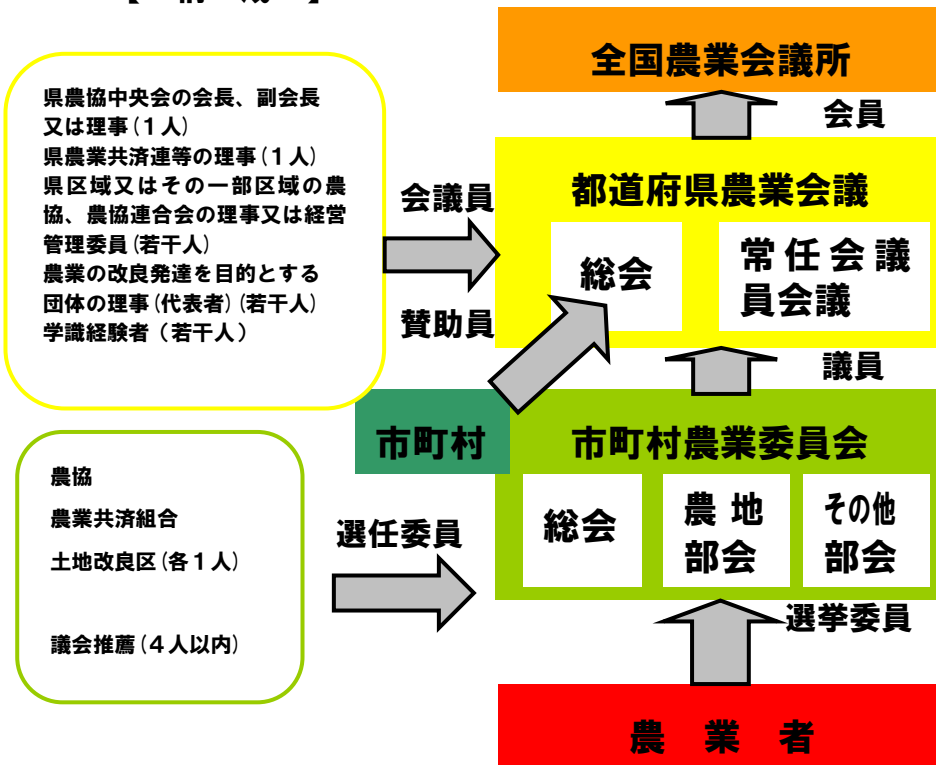
平成25年度の農地白書につきましては、平成22年から平成24年を比較した智頭町の農業に関する内容をグラフ化しています。

これは、農地を守り活かす全県運動の一環として「見える化」を図ったものですが、農業委員会の活動も含め、皆様にご理解いただければ幸いです。

智頭町農業委員会  
会長 小林 功

## 農業委員会系統組織の体系

### 【 構成 】



### 【 業務 】

- ・意見の公表、行政庁への建議、諮問に応ずる答申
- ・都道府県農業会議の業務に対する指導・連絡
- ・情報提供、調査及び研究等

- (法令業務)
- ・農地法に基づく県知事の農地転用許可に当たっての意見具申等
- (振興業務)
- ・意見の公表、建議、諮問に応ずる答申
  - ・情報提供、調査及び研究等
  - ・農業委員会への助言・協力

- (法令業務)
- ・農地法に基づく農地の権利移動の許可、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定等
- (振興業務)
- ・農地等の農業上の利用の確保
  - ・農地等の利用集積、効率的な利用促進
  - ・法人化、農業経営の合理化
  - ・調査及び研究、情報提供等

## 市町村農業委員会の概要 (赤字は農地白書作成の根拠)

<b>根拠法</b>	農業委員会等に関する法律 (昭和26年制定)	<b>役割(所掌業務)</b>
<b>組織</b>	市町村に設置されている行政機関(選挙・選任委員で構成する合議体の行政委員会)	
<b>構成</b>	農業委員定数16人(平成23年7月定) (うち選挙委員10人、選任委員6人)	

①農地法等規定に基づく許認可に係る事務処理

- ◆農地法及びその他の法令によりその権限に属された農地等の利用関係の調整に関する事項
- ◆農業経営基盤強化促進法等

②地域農業振興を図る促進業務(農業振興業務)

- ◆農地等の確保、利用集積等の効率的な利用促進に関する事項
- ◆法人化その他農業経営の合理化に関する事項
- ◆生産・経営・生活に関する調査研究と情報提供

③農業・農業者に関する意見の公表、建議及び答申

- ◆農業・農民に関する事項について意見の公表、建議及び諮問に応じて答申

# 目 次

農地白書の発刊に当たって（表紙の内面）  
農業委員会系統組織の体系  
市町村農業委員会・農業会議の概要

## 【農業委員会活動】

図 1	農地の権利移動等の動向	1
図 2	遊休農地発生防止・解消の動向	2
図 3	農地の利用集積の動向	3
図 4	農地筆数及び 1 筆平均面積	4
図 5	生産調整（転作作物別）の動向	
図 6	水張り水田（保全）の動向	
図 7	中山間地域等直接支払への取組みの動向	5

## 【農業委員会系統組織活動の実績】

	市町村農業委員会の主な建議事項他	6
--	------------------	---

〈付〉

農業委員名簿	（裏表紙の内面）
市町村の風土	（裏表紙）

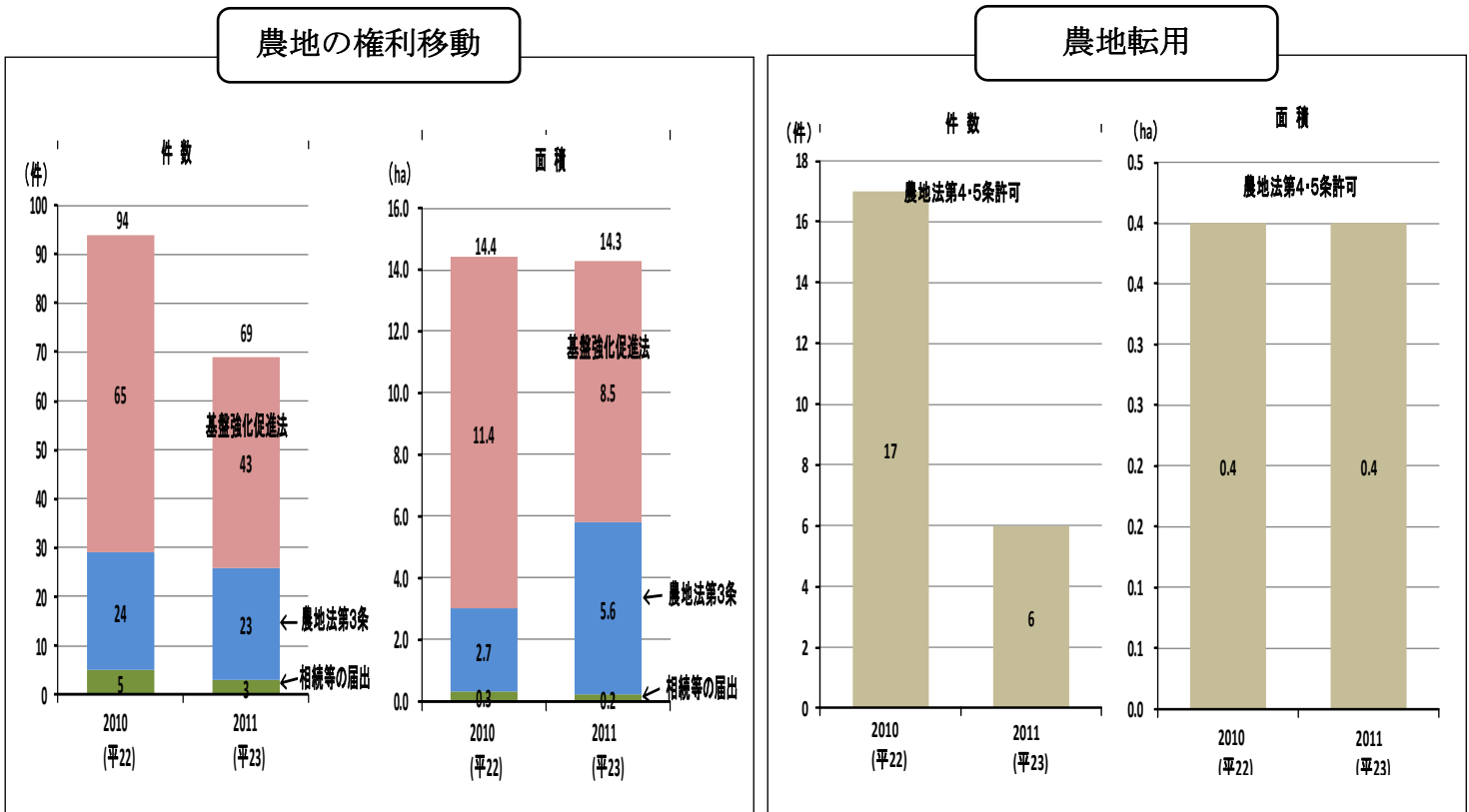
# 農業委員会活動

【農業委員会活動整理カード】より

図1 農地の権利移動等の動向

## ～権利移動面積の減少～

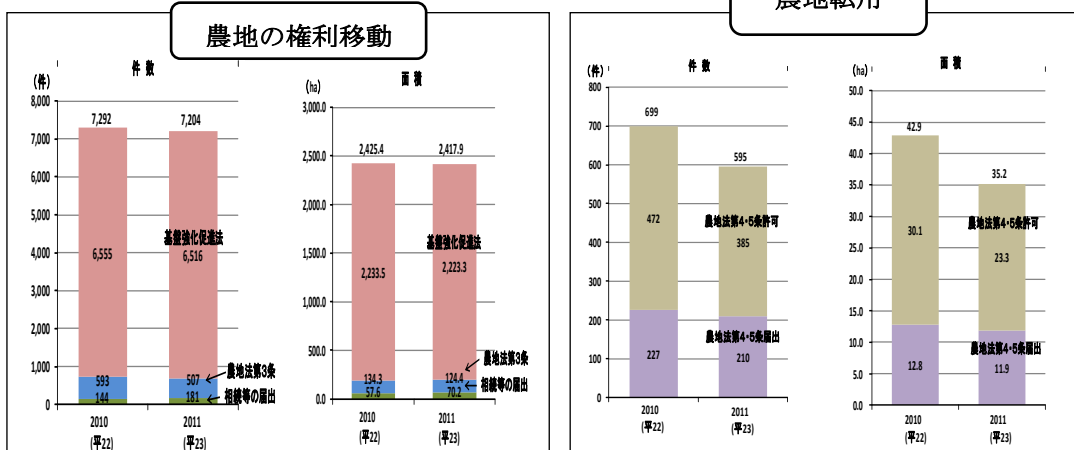
権利移動は、件数・面積とも減少。転用の件数は前年と比較して3分の1に減少したが、1件あたりの面積が多い。



資料：農林水産省 「農地権利移動・借賃等調査結果」

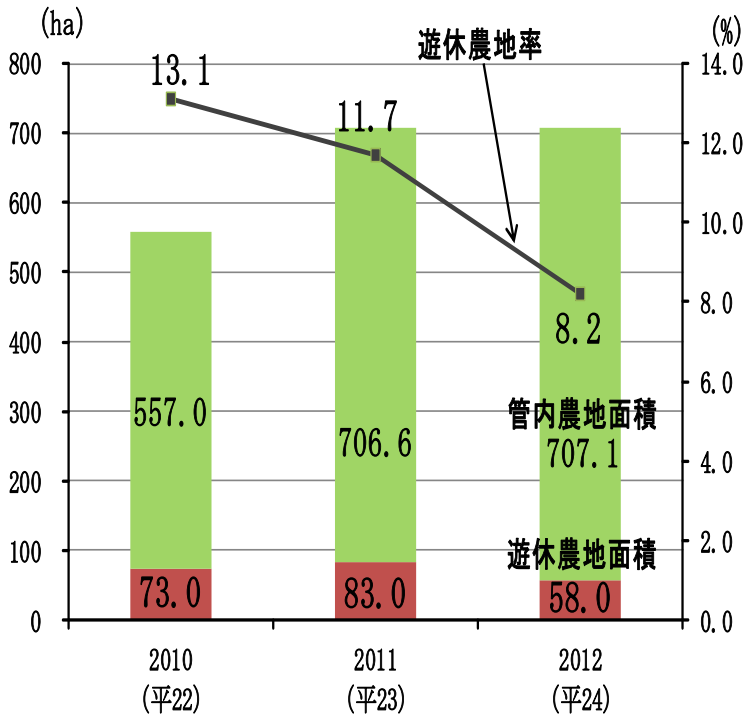
## 県全体

## ～農地の権利移動は微増 転用は微減～



農地の権利移動の90%以上は、農業経営基盤強化促進法によるもの。相続等の届出も着実に進む。

図2 遊休農地発生防止・解消の動向



	解消目標面積 (ha)
平成 22 年度	0.50
平成 23 年度	9.26
平成 24 年度	3.00

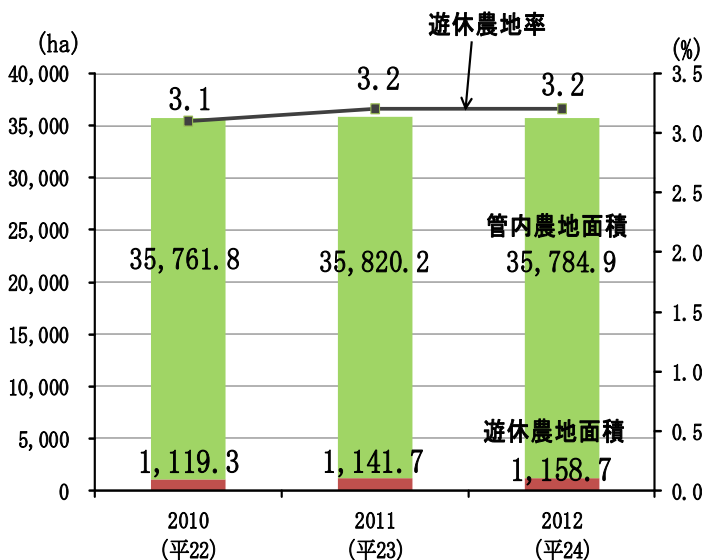
～ 遊休農地率減少～

全体調査後の指導等により遊休農地率も低下してきたが、中山間地のため1筆の面積が少ない農地が多く、後継者不足等の影響もある。

ゆうきゆうのうち  
「遊休農地」

耕作放棄地や不作付け地等のこと。過去1年間以上の間(実質的には2年以上)、不作付けの状態となっている農地。平成21年に改正された農地法では、①1年以上にわたって農作物の栽培が行われておらず、かつ、今後、農地所有者等の農業経営に関する意向、農地の維持管理(草刈り、耕起等)の状態等からみて、農産物の栽培が行われる見込みがない、②農作物の栽培は行われているが、周辺と同種の農地において行われる栽培方法と比較して著しく劣っているときなどは、農業委員会が必要な指導を行うことになっている。

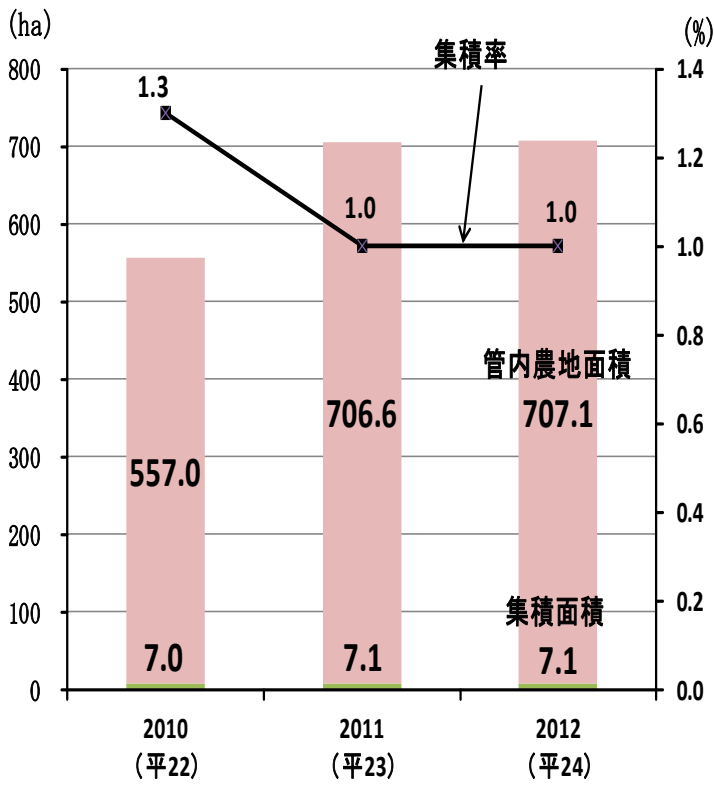
県全体



～遊休農地解消～

平成24年は前年に比べ17ha遊休農地は微増したが、遊休農地率は前年に同じ(3.2%)  
農業委員会の利用状況調査結果に基づく指導や国の事業の活用が実を結びつつある。

図3 農地の利用集積の動向



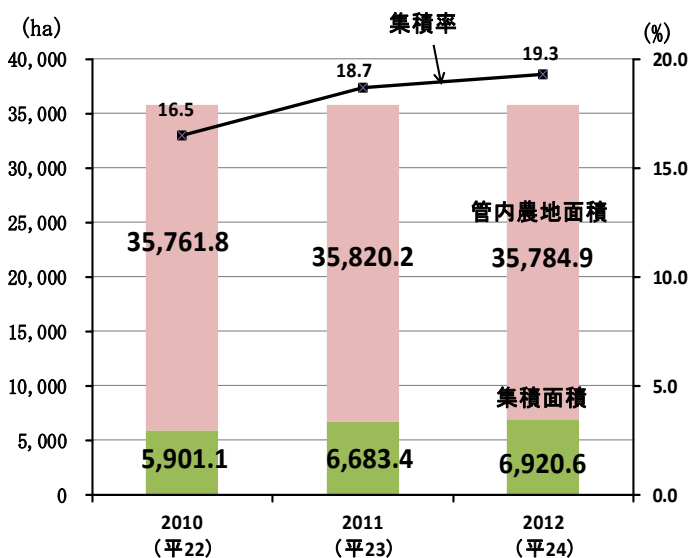
	集積目標面積 (ha)
平成 22 年度	3.0
平成 23 年度	4.9
平成 24 年度	4.9

～集積の面積・率とも横ばい～

目標面積は達成しているものの、認定農業者が増えないため伸び悩んでいる状況である。

集積面積は、認定農業者等への集積した面積です。  
(農業経営基盤強化促進法および農地法による)

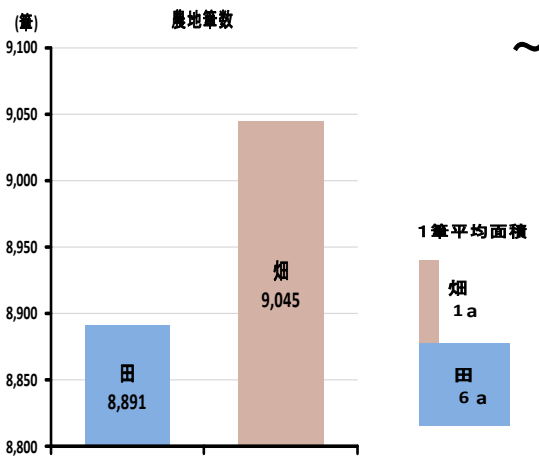
県全体



～担い手へ進む農地の集積～

毎年着実に集積が進んでいる。  
特に平成 23 年は前年に比べ 782.3ha 増となり、八頭町・伯耆町で 100ha 以上増加している。

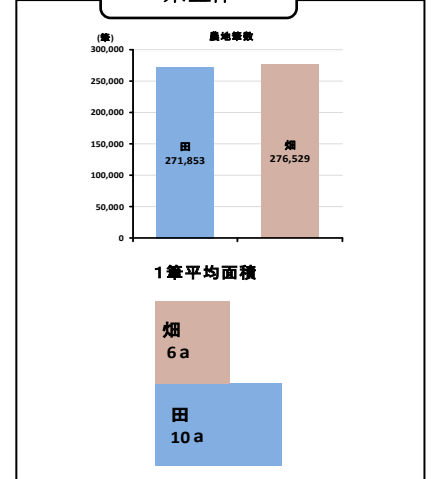
図4 農地筆数及び1筆平均面積



～中山間地のため面積小

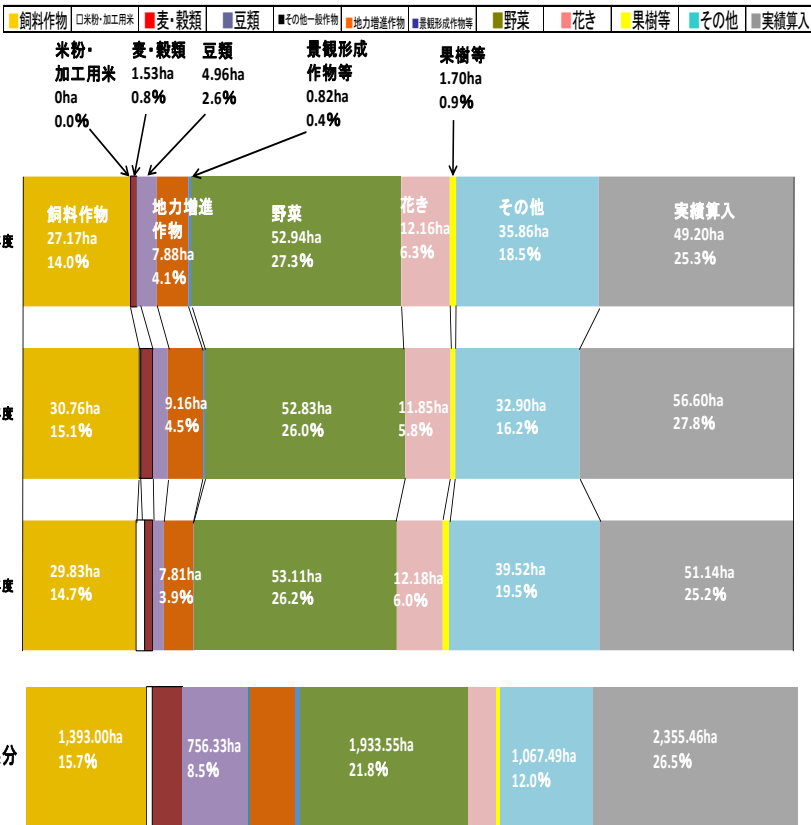
町内の面積の9.3%が山林のため、県平均と比べて面積の小さい畑が多い。

県全体



資料：農業委員会

図5 米の生産調整（転作作物別）の動向



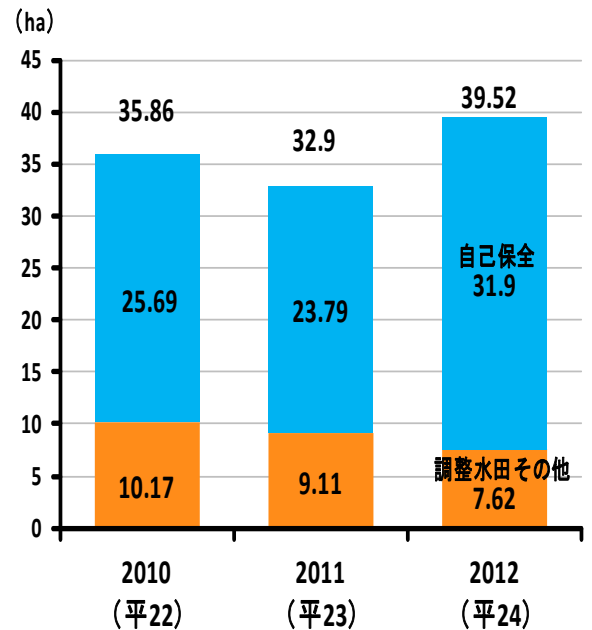
\* 県分は24年度

資料：鳥取県生産振興課

(注)

- \* 穀類はそば等含む
- \* 野菜は特例作物含む
- \* 花きは種苗類含む
- \* その他は土地改良等通年施工、林地・養魚、自己保全、調整水田含む

図6 水張り水田(保全)の動向

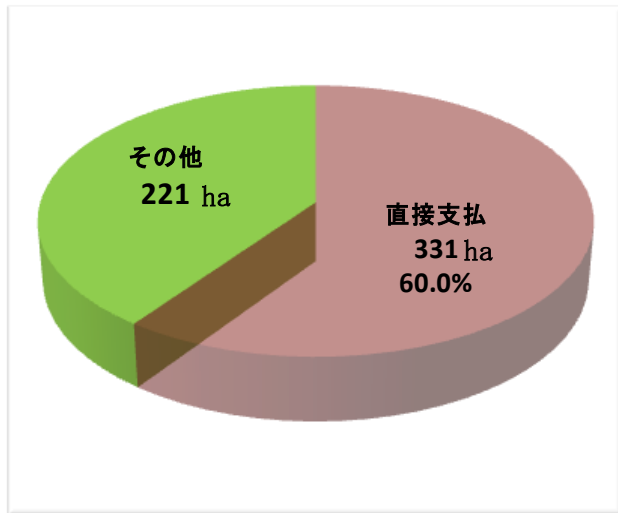


資料：鳥取県生産振興課

～自己保全是増加～

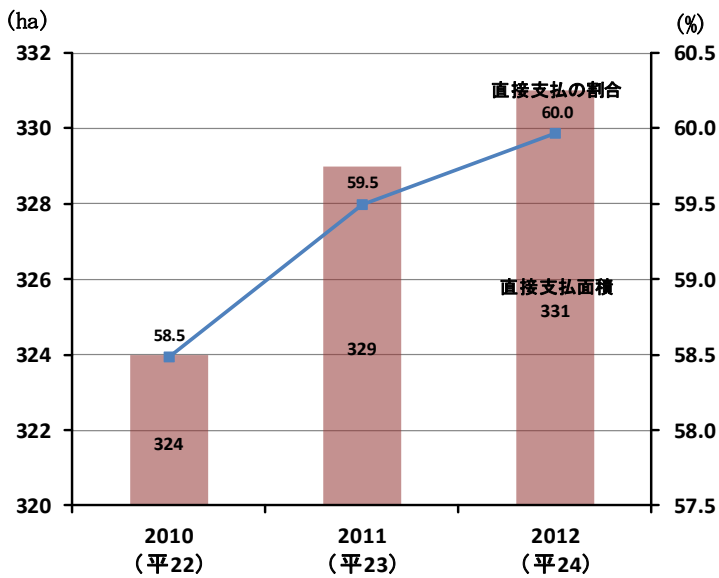
転作作物は毎年同じような割合で推移しているが、自己保全面積が増加している。高齢化・後継者不足の影響か。

図7 中山間地域等直接支払制度への取組みの動向



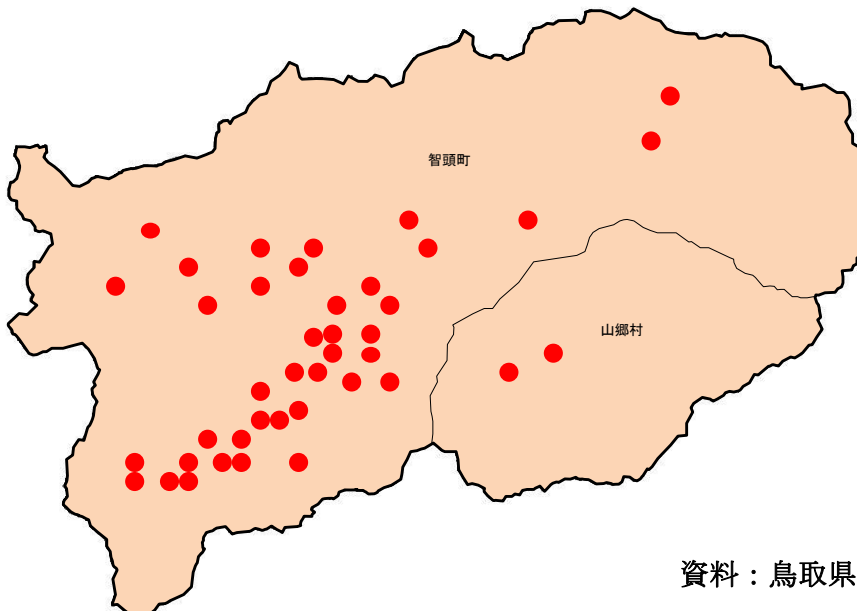
～ 2年間で面積は2倍に～

集落に交付金が支払われるため、制度の利用は60%に増加、集落での積極的な取り組みが進んでいる。



ちゅうさんかんちいきとうちよくせつしはらいせいど  
**「中山間地域等直接支払制度」**  
 平地に比べて不利な生産条件を補うため、水路の草刈りや排水路の補修などの地域活動を担う集落に、交付金を支払う制度

【協定数】 41



資料：鳥取県農地・水保全課



# 農業委員会系統組織活動の実績

～農政・建議・プロジェクト等の活動強化と情報公開～

## 1 市町村農業委員会の主な建議事項

平成22年度農業行政に対する建議(要旨)

政府はTPPへの参加は絶対行わないこと。国際交渉を進めるに当たっては、農業・農村に配慮するとの従来の方針を堅持することを、県さらには国に要望することを町長に要請。

## 2 プロジェクト活動等の概要

### 耕作放棄地再生事業への取組み

平成25年5月 事業開始

耕作放棄地再生実践圃場『ひだまり農園』

農業委員・事務局 17名参加

田 2筆 1,520㎡

栽培作物 サツマイモ・カボチャ・コスモス・ひまわり



### 料理講習会の実施

毎年開催している講習会を、『ひだまり農園』で収穫されたさつまいもを使用して実施。



# 用語解説

## 図3

### のうち りようしゅうせき 「農地の利用集積」

所有権の移転、利用権の設定、作業受託などによって農地を集積すること。

#### 参考

### こうさくほうきち 「耕作放棄地」

農林業センサスでは、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地をいう。なお、これに対して、調査日以前1年以上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付け地といわれ経営耕地に含まれる。

#### 参考

### のうちりゅうどうか 「農地流動化」

農地の権利移動のこと。貸借(賃借権・利用権の設定・移転)、売買(所有権の移転)による移動のこと。

#### 参考

### のうちりゅうどうかりつ 「農地流動化率」

担い手へ集積されている作業受託を含めた農地面積割合(農地の貸し借りまたは農作業を受託している面積の割合)。

農地流動化率(%) = (農地法第3条許可による権利移転面積 + 農業経営基盤強化促進法による権利の設定移転面積) - (無償所有権移転面積 + 有償所有権移転のうち交換面積 + 使用貸借による権利の設定移転面積 + 賃貸借による権利の転貸移転面積 + 農業経営基盤促進事業による経営受託面積) / 農振地域内の現況農用地面積

## 図5

### じっせきさんにゅう 「実績参入」

米の生産調整における一つの計算手法。生産調整実施面積の要素で、対象水田を稲作以外の用途等に使用すること。加工用米や一定の条件を満たす果樹の生産などを実施した水田については、助成金の交付対象とせず、その面積だけを生産調整の実績として算入する。実績算入カウントという。

## 図5

### とちかいりょうつうねんせこう 「土地改良通年施工」

米の生産調整において、土地改良通年施工の対象になるのは、ほ場整備事業(区画整理その他の面的工事に限る)、客土事業、その他土地改良事業のうち前述2つに該当する工種、それらのうち工事計画期間が稲作期間と連続しておおむね1ヶ月以上重複しているもの。

## 図5

### けいかんさくもつ 「景観作物」

病虫害防除、雑草抑制などに役立つとともに農村の景観を豊かにする作物。菜の花、レンゲ、ソバなど。

## 図7

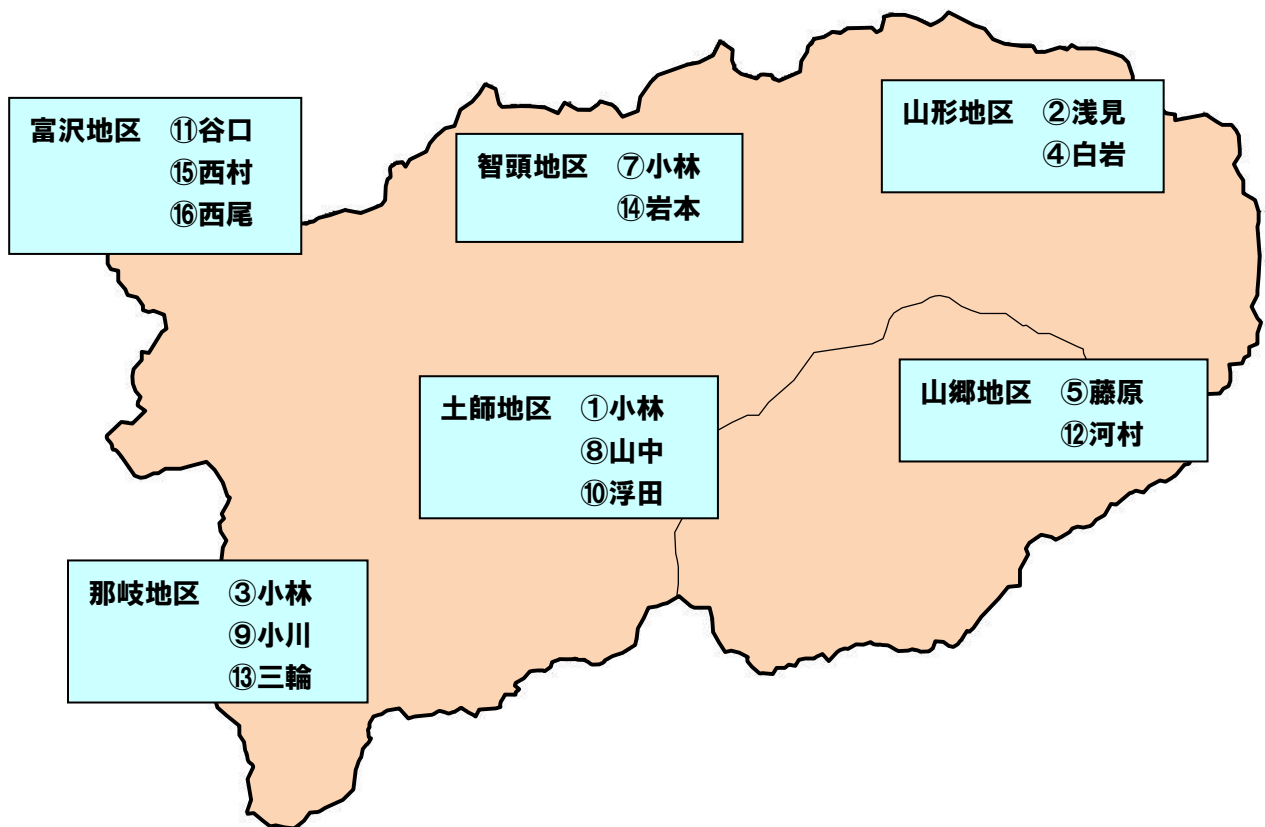
### ちゅうさんかんちいき 「中山間地域」

統計においては、中間農業地域と山間農業地域をあわせた地域。林野率が50%以上で耕地率が20%未満の地域が含まれる。日本の国土面積の63%が中山間地域。(鳥取県は72%が中山間地域)

資料：全国農業会議所発行

「新・よくわかる農政用語」

# 農業委員名簿



番号	選挙・選任別	役職	氏名	担当地区
1	選任（議会）	会長	小林 功	木原・三明・塩田・長瀬・天木・横田・石田・紺屋土居
2	選挙		浅見 公昭	篠坂・毛谷・大内・郷原・西野
3	選挙		小林 敏郎	大屋・早瀬・真鹿野
4	選任（議会）		白岩 淳代	芦津・八河谷・大呂
5	選挙		藤原 和寛	西谷・福原・駒埴
6			欠番	
7	選挙		小林 善昌	上市場・奈留・米井・沖代・岡田・中島・湯屋・鳥巢
8	選任（共済）		山中 眞守	三田・山根・穂見
9	選挙		小川 壽朗	東宇塚・西宇塚・河津原
10	選挙		浮田 博司	大坪・十日市・慶所・土師駅前・山田
11	選挙		谷口 道紀	岩神・坂原・中田
12	選任（議会）		河村百喜平	尾見・中原
13	選任（議会）		三輪圭一郎	野原・奥本・大背
14	選挙		岩本 年美	河原町・中町・上町・段・本折・久志谷・下町・板井原・市瀬
15	選挙		西村 孝司	口波多・波多・口宇波・宇波
16	選任（農協）	会長 職務代理	西尾 寿行	惣地・新見

## 智頭町の風土 ～農地・農業ポテンシャルの開花(潜在力・可能性)～

町章



智頭町の頭文字「チ」と杉を円形に図案化



智頭町森林セラピー  
イメージキャラクター “もりりん”

「みどりの風が吹く疎開のまち」智頭町は、鳥取県の東南に位置し、西と東は岡山県に接しています。周囲は 1,000m級の中国山脈の山々が連なり、その昔から、長い年月を経て、あの鳥取砂丘の砂を育んだ源流のまちです。まちの総面積の9割以上が山林で、スギをはじめとする見渡すかぎりの緑が一面に広がります。春には、ソメイヨシノ、シャクナゲ、ドウダンツツジ、夏には清涼な緑が、秋は紅葉、そして冬には雪化粧と、1年を通してまちを彩る植物や、美しい自然にあふれています。

町の花：どうだんつつじ



町の木：杉

### 【智頭町農業委員会】

住 所 〒 689-1402  
鳥取県八頭郡智頭町大字智頭 2072 番地 1 智頭町役場 2 階  
電 話 0858-75-4121  
F A X 0858-75-4124  
E-mail [chizu@town.chizu.tottori.jp](mailto:chizu@town.chizu.tottori.jp) (代表)  
ホームページ <http://cms.sanin.jp/p/chizu/nougyouinkai/>